

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則及び奈良県立高等学校校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第九号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則及び奈良県立高等学校校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則

(奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正)

第一条 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「(特別支援学校の高等部を含む。)」を削り、「第十二号様式」の下に「及び第十三号様式」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 特別支援学校の高等部の校長は、生徒の入学を許可したときは第十二号様式による誓約書を提出させなければならない。

第一号様式の二から第七号様式まで、第九号様式、第十号様式、第十一号様式の二から第十一号様式の七までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十二号様式中「引取、在学中に生じた債務について、本人が履行しない場合は、保証人が履行します」を「引き取ります」とし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第 13 号様式（第 30 条関係）

誓 約 書

奈良県立何学校長殿

生徒氏名

上記の者の在学中に生じた入学料（奈良県立
学校における授業料等に関する条例（昭和28年
3月奈良県条例第9号）第7条に規定する額）
及び授業料（同条例第2条に規定する額）の納
付について、本人が履行しない場合は、保証人
が履行します。

年 月 日

保証人 現住所

本人との関係

氏 名



注 保証人は、親権者又は未成年後見人とします。ただし、生徒が成年者である場合は、
この限りではありません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

(奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部改正)

第二条 奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則（昭和五十六年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第二号様式」の下に「及び第二号様式の二」を加える。

第二号様式中「一切について引受け、在学中に生じた債務について、本人が履行しない場合は、私が代って履行します」を「一切の責任について引き受けます」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第 2 号様式の 2（第 9 条関係）

誓 約 書

奈良県立高等学校総合寄宿舍 寮長殿

寮生氏名

上記の者の在寮中に生じた使用料（奈良県立高等学校
総合寄宿舍条例（昭和56年 3 月奈良県条例第32号）第 4
条に規定する額）の納付について、本人が履行しない場
合は、保証人が履行します。

年 月 日

保証人住所

氏 名



附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。